

審　查　基　準

年　月　日作成

法　令　名：災害対策基本法施行令

根　拠　条　項：第33条第1項

処　分　の　概　要：緊急通行車両の確認

原　権　者（委任先）：都道府県知事、都道府県公安委員会

法　令　の　定　め：

審　查　基　準：

車両の使用者の申出を受けた都道府県公安委員会は、当該車両が以下のいずれかに該当すると認めるとときは、緊急通行車両として使用されるものであるとの確認を行うものとする。

- 1 災害応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること
- 2 災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること
- 3 1、2以外の場合であって、災害応急対策を実施するための車両であること

標　準　処　理　期　間：2日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。

申　請　先：

問　い　合　わ　せ　先：

備　考